

近年の研究紹介

中村 誠 研究室 2014.10.31

全国学力調査結果の情報公開に関する研究

文部科学省は、平成 19 年度から 21 年度まで、全国の小学校 6 年生及び中学校 3 年生全員を対象にして全国学力・学習状況調査（悉皆調査）を行いました。このような学力調査の学校別調査結果の公開請求に対する判決及び地方自治体の情報公開等審査会答申の結論は分かれています。判決は 7 件出されていますが、うち 3 件は公開、4 件は非公開です。情報公開審査会答申は 13 件出されていますが、うち 6 件は公開、7 件は非公開です。

論点は、「学校別調査結果を公開することが全国学力調査事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうか」です。例えば、学校別調査結果の公開によって学校の序列化や過度な競争が生じるおそれがあるかどうかについて、鳥取地裁平成 21 年 10 月 2 日判決では、過去に鳥取県独自の学力調査の学校別結果を公表しているが、これまでその結果の公開により序列化や過度な競争が生じたという指摘や報告は一切なされていないとして、公開すべきとしています。他方、大阪地裁平成 22 年 6 月 18 日判決では、「学校別調査結果を公にすることによる序列化、過度な競争等の様々な弊害の発生が危惧されており、これを理由とする市町村教育委員会や学校の反対も根強いことも考慮すると、将来、全国学力調査において、多くの市町村教育委員会等の協力を得られなくなるおそれがあるほか、学校間の序列化や過度な競争の結果として全国学力調査の結果に児童生徒の学力・学習状況が正確に反映されない事態が生ずるおそれがある。」として非公開としています。

このように、学校別調査結果の公開によって弊害が生じるおそれがあるかどうかについては、それぞれの地域の社会的事情、学校の規模、児童生徒の構成や実態等により事情が異なるので、それぞれの地域の諸事情を具体的にかつ慎重に検討し、判断すべきであると考えます。

「全国学力調査結果の情報公開に関する判決及び情報公開審査会答申の論点」岡山大学法学会雑誌 63 巻 2 号（2013 年）